

平成 27 年 4 月 21 日

各位

上場会社名 上新電機株式会社

代表者名 代表取締役社長 中 嶋 克 彦 (コード番号:8173 東証第一部)

代表取締役専務

字 経営管理本部長

(TEL. 06-6631-1161)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

問合せ先

当社は、平成27年4月21日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本 方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたし

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一 部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第6号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ 改定するものであります。

記

《内部統制システムの構築に関する基本方針》

- (1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため
 - ①コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者(経営企画本 部長を務める取締役)を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
 - ②コンプライアンスの推進については、社長直轄の「СSR推進室」を設置し、「ジョーシン グループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び社員等が、それぞれ の立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通 じ指導する。
 - ③万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処策がコンプラ イアンス統括責任者(経営企画本部長を務める取締役)を通じてトップマネジメント、取 締役会、監査役に報告される体制を構築する。
 - ④「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または 通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な 扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
 - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然 とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、 対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュ アル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し 等を行う。
- ②情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ②リスク管理委員会は、「CSR委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- ③社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・ 実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。
- ④不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく事故対策委員会を招集し、損害の 拡大防止にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期 経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
- ②定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等 を行う。
- ③取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- ④変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ⑤業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社取締役に当社取締役を就任させる。
- ②子会社監査役に当社監査役を就任させる。
- ③当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、CSR推進室が、当 社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、企業集団のコンプライアンスを総括・推進 する体制とする。
- ④子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件 について事前協議を行う。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子 会社においても(4)①④⑤について準用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該 従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
- ②当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法 令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ②取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③当社の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、 当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子 会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
- ⑤社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準 用するものとする。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に 関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることと する。
- ②監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。
- ③監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、 情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ④監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、 担当部門に置いて審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行 に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑤社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準 用するものとする。

(附則)

制定年月日:平成18年5月6日改定年月日:平成27年4月21日

以上